

ガバナンス・コードの遵守項目の点検（今後の対応含む）及び公表について

ガバナンス・コードの遵守項目を点検した結果、以下の事項について、改善を要すると判断した。昨年度の課題に挙げていた理事への研修機会の提供と充実及び監事の選任については改善が図られたが、以下の点については不十分と判断し、継続して改善を図ることとしたい。

【改善を要する事項】

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-5 評議員

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

(3) 学校法人の教職員のうちから選出された評議員の役割について

・・・学園運営における学内意思の集約とその実現に努めます。

⇒今後の対応 理事と比較し評議員に対する研修の機会が十分でないと判断しています。今後、文部科学省を始めとした教育界の動向を把握する為の資料を配布する等、研修機会の提供と充実を図ります。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

⇒今後の対応 危機管理マニュアル、事業継続計画が未策定の為、策定に向け関係者と調整します。